

3. 服装・身だしなみ（P18～21の正しい制服の着方の図もよく見ておくこと）

（1）服装

詰襟学生服（山手中制服）

<冬服>

- 1 上下とも取扱店で購入した物に限る（許可マーク入り）。
- 2 カラー・ボタン（第1ボタンまで）をきちんとつける。
- 3 制服の下に着ているものが大きくはみ出さないようにする。
- 4 見えている部分が派手にならないように、気を付ける。
- 5 ズボンのベルトは黒・茶・紺系とし、必ず着用する。

<夏服>

- 1 上衣は白色のカッターシャツまたは開襟シャツ。
- 2 シャツはズボンの中に入れる。
- 3 カッターシャツの下は体操服または白・黒・グレー・ベージュのシャツとし、部活動独自のTシャツは着用しない。
- 4 ズボンは冬服の規定に準ずる。



ブレザー（山手中制服）

<冬服>

- 1 上下とも取扱店で購入した物に限る。
- 2 制服の下は本校指定のブラウスを着用する。ブラウスのボタンはすべてとめる。
- 3 制服の下にカーディガン等を着てもよいが、色は黒・紺の無地とし、大きくはみ出さないようにする。
- 4 スカートの丈は、膝がかくれる程度から、膝にかかる程度までの範囲。
- 5 スラックスのベルトは黒・茶・紺系とし、必ず着用する。
- 6 ストッキングをはいてきてもよい。ただし、黒・紺・ベージュの無地に限る。

<夏服>

- 1 上衣は取扱店で購入したブラウスを着用する。ブラウスのボタンはすべてとめる。
- 2 ブラウスはスカートの中に入れる。
- 3 ブラウスの下は、体操服または白・黒・グレー・ベージュのシャツとし、部活動独自のTシャツは着用しない。
- ④ スカートは冬服の規定に準ずる。
- ⑤ スラックスは冬服の規定に準ずる。
- ⑥ 本校指定のベストを着用してもよい。

四日市共用標準制服

<冬服>

- ① 上下とも取扱店で購入した物に限る。
- ② 制服の下はカッターシャツを着用する。
- ③ シャツはスラックスの中に入れる。
- ④ 制服の下にカーディガン等を着てもよいが、色は黒・紺の無地とし、大きくはみ出さないようにする。
- ⑤ スラックスのベルトは黒・茶・紺系とし、必ず着用する。

<夏服>

- 1 上衣は白色のカッターシャツまたは開襟シャツ。
- 2 シャツはスラックスの中に入れる。
- 3 カッターシャツの下は体操服または白・黒・グレー・ベージュのシャツとし、部活動独自のTシャツは着用しない。
- 4 スラックスは冬服の規定に準ずる。

（2）共通の服装

- 1 靴下は、白・黒・灰・紺色の単色とする。

- 2 靴下のライン・ワンポイントは可とする（ラインは柄になるものや派手になるものはいけない）。
- 3 授業や短学活は、指定の制服で受ける。ただし、1 限目や最後の授業で体操服を着用する場合は、そのまま体操服で朝学活・帰り学活を受けてもよい。
- 4 朝練習時の登校、放課後の練習後の下校は、体操服でも良い。
- 5 制服を忘れた場合、担任の先生に申し出る。また授業の先生にも申し出る。
- 6 制服を变形してはいけない。
- 7 服装の移行期間は特に指定しない。気温等によって判断する。
- 8 6月～9月は熱中症対策のため、体操服での登下校・授業を受けることを認める期間を設ける。
- 9 本校の兄弟姉妹、卒業生から譲ってもらったものは良いが、変形されたものは認めない。

(3) 名札

- 1 校内生活中は、指定された名札を胸の部分につける。
- 2 名札にシールなどの飾りや色をつけない。
- 3 なくした場合はすぐに購入する。

(4) 防寒・暑熱対策

- 1 ウィンドブレーカーは学校指定のものとする。
- 2 校舎内での防寒着の着用は認めない。ただし指示のあった場合を除く。
- 3 ウィンドブレーカーを制服の下には着用しない。下着・肌着で体温調節するように心がける。
- 4 ネックウォーマー・マフラー・手袋・耳あて・ニット帽は防寒着として認める。
- 5 暑熱対策としてネッククーラー（電動でないもの）の使用を認める。

(5) 頭髪

- 1 中学生らしい髪型とする。
- 2 前髪は自然な状態で目にかからないようにする。
- 3 パーマ・染髪・脱色・カール・リボン・エクステなどは禁止。
- 4 ヘアピン・ゴムは飾りがなく、色は黒・茶・紺を使用する。
- 5 整髪料などの使用は認めない。



(6) 履き物

- 1 スリッパ・体育館シューズは学校指定のものとする。
- 2 通学用の靴については、色の指定はないが、体育の授業にも使える運動靴とする。ただしハイカットの物は禁止する。



(7) その他

- 1 化粧品、マニキュア、色つきリップ、カラーコンタクト、ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装飾品は一切禁止する。
- 2 服装などで特別な事情がある者は、担任に申し出る。

4. 所持品

(1) カバン

- 1 カバンは学校指定（ボストン・リュックタイプ）のものとし、必ず持って登校する。
ただし、ボストンタイプについては背負って登校することは禁止する。
- 2 サブバッグの使用は自由とする。ただしサブバッグのみの登校は禁止する。
- 3 カバンの装飾は認めないが、目印となるキーホルダー等を一つつけても良い。

(2) お茶

- 1 ペットボトルで持ってきててもよいが、学校や地域では捨てずに必ず家に持ち帰ること。登校時に買ってくることは禁止する。
- 2 6月～9月は熱中症対策のため、スポーツドリンクを持ってきててもよい。

(3) その他

- 1 自分の持ち物には必ず名前を書く。
 - 2 学校に不必要なものは持ってこない（携帯電話、スマートフォン、ピアス・ネックレス等の装飾品、化粧品、菓子類、カッターナイフ等の刃物、おもちゃなど）。
- 不要物は発見次第預かり、原則保護者に連絡し、保護者に返却する。



3 不必要なお金は持ってこない。

4 使い捨てカイロの持ち込みは認めるが、授業中は出さない。必ず持って帰り、自宅で捨てる。

5 制汗スプレー（汗拭きシートなど）は使用してもよいが、無香料のものに限る。

6 マスクは必ず持って帰り、自宅で捨てる。

※服装・身だしなみ等の改正については、生徒会会員の2／3以上の賛成を得られれば、職員会議を経て変更することができる。